

彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務の内容

「彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

2 委託期間

契約日から令和9年1月29日（金）まで

3 予算額

上限額：29,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 参加資格

企画提案書を提出できる者は、次の(1)から(8)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (7) 本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
  - ア すべての構成員が前記(1)から(6)の要件を満たしていること。
  - イ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 契約の締結日にかかわらず、平成28年4月1日から公告日までの間に国又は地方公共団体と類似（マイクログリッド）の調査業務を誠実に履行した実績があること。

## 5 スケジュール（予定）

手続き等	期間・期限
公告	令和8年4月6日（月）
質問事項の受付期限	令和8年4月15日（水）
質問に対する回答	令和8年4月17日（金）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和8年4月24日（金）17時
企画提案書等の提出期限	令和8年5月18日（月）17時
審査（プレゼンテーション）実施	令和8年5月下旬
契約締結	令和8年5月下旬

## 6 質問事項の受付

本件について、質問を以下のとおり受け付ける。

### (1) 質問方法

様式1「質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

送信先 [a3170-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3170-02@pref.saitama.lg.jp)

電子メールの件名 【質問票】（法人名）彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託

電話番号 048-830-3024（直通）

※ 埼玉県環境部エネルギー環境課創エネルギー推進担当宛て

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページで公表する。

### (3) 受付期限

令和8年4月15日（水）

## 7 プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「プロポーザル参加申込書」を提出すること。プロポーザル参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

### (1) 提出方法

電子メールで提出すること。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

送信先 a3170-02@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名 【プロポーザル参加申込】(法人名) 彩の国資源循環工場地産  
エネルギー活用モデル調査業務委託

電話番号 048-830-3024 (直通)

※ 埼玉県環境部エネルギー環境課創エネルギー推進担当宛て

### (2) 提出期限

令和8年4月24日(金) 17時

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

企画提案にあつては以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	備考
1	企画提案書	・様式3(押印不要)のほか、様式任意の書類を作成すること。留意点等は下記(3)参照。
2	見積書	・委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるように記載すること。 ・宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること(代表者印は不要とする)。
3	法人の定款の写し及び履歴事項証明書(商業登記簿謄本)	・履歴事項証明書(商業登記簿謄本)は、提出日から遡って3か月以内に取得したものを提出すること。 ・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
4	法人税、法人(都道府)県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書	・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(その3の3)を提出すること。 ・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
5	決算関係書類(過去3年分の貸借対照表及び資金収支計算	・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。

	書又はこれに準ずる書類)	
6	プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式4）	・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
7	マイクログリッド調査実績がわかる書類	・平成28年4月1日から公告日までの間に国又は地方公共団体が関与するマイクログリッドの調査業務の実績がわかる書類（委託契約書及び完了報告書、補助金の交付決定通知書及び額確定通知書など）
8	法人概要（様式5）	・複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。
9	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表（様式6） 委任状（様式7）	

## (2) 提出方法等

### ア 提出方法

電子メールで提出すること。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。ファイルは約10Mbまでメールに添付でき、それ以上になる場合は、分割して送付すること。

送信先 a3170-02@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名 【企画提案書】（法人名）彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委託

電話番号 048-830-3024（直通）

※ 埼玉県環境部エネルギー環境課創エネルギー推進担当宛て

### イ 提出期限

令和8年5月18日（月）17時

### ウ その他

- ・企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- ・企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。
- ・提出後、県の判断により補足資料等の提出を求められることがある。
- ・提案書の記述について、複数の解釈ができる場合、そのいずれの方法でも実現可能な提案であるとみなす。
- ・提出された企画提案書等は、評価以外の目的で提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示

請求がなされた場合はこの限りではない。

### (3) 企画提案書について

企画提案書（様式任意）の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・パワーポイントを使用し、A4判横向きとすること。
- ・スライドサイズ16：9とし、各スライドにはページ番号を表示すること。
- ・文字サイズは、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・モノクロ印刷をした場合でも内容が判別できるように配慮すること。
- ・可能な限り平易な言葉を用いること。やむを得ず専門用語を用いる場合は、同用語の説明を注釈等により記載すること。
- ・カタログやパンフレット等からの転載のみによる提案は認めない。
- ・文章での説明や解説を基本としながら、必要に応じて、図表、イラスト、写真等を用いて、分かりやすく提案すること。
- ・ページ数の制限はないが、所定の時間内に説明が終わるボリュームとすること。
- ・1ページ目は表紙とし、表題、応募者の名称を記載すること。複数の企業で応募する場合は、代表企業、構成企業の別を記載すること。
- ・表紙の次ページは「目次」とすること。
- ・3ページ目以降は、仕様書を踏まえ、以下の(ア)～(ウ)について具体的に提案を行うこと。

#### (ア) 基本方針

- ・本業務の目的を踏まえた基本方針及び本業務を実施する上で特に重要と考える提案のポイントを記載すること。

#### (イ) 実施体制

- ・業務の実施体制、事業実施計画の実効性、類似業務の実績について記載すること。
- ・業務責任者の配置など運営管理体制について記載すること。
- ・業務達成に必要な専門性や経験を有する者の配置についても記載すること。
- ・複数の企業により参加する場合は、構成員の役割分担等も記載すること。

#### (ウ) 業務内容

- ・仕様書の「2 委託業務内容（1）、（2）（ア）～（ウ）、（3）（ア）（イ）、（4）、（5）」について、順で掲載し分かりやすく提案すること。
- ・「2 委託業務内容」の各項目における事業実施手順、強み、考えられる課題と解決方法などを記載すること。

## 9 委託候補者の決定方法

委託先の選定に当たっては、「彩の国資源循環工場地産エネルギー活用モデル調査業務委

託選定審査会（以下「審査委員会」という。）が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託候補者として選定する。

(1) 審査方法

ア 原則として企画提案書及びその他提出書類によるプレゼンテーション審査を行う。

（埼玉県庁周辺での対面開催を予定）

イ プレゼンテーション審査において、資料を追加することはできない。

ウ プレゼンテーション時間は、1者当たり15分以内、質疑時間15分程度とする。

エ プレゼンテーション審査に参加しない者は、契約先候補者に選定しないものとする。

オ プレゼンテーションにおいては、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が、説明及び質疑に対する回答を行うこと。

カ プレゼンテーションにおける説明者は3名以下とする。ただし、複数の企業により参加する場合は5名までとする。

キ プレゼンテーション審査は、令和8年5月下旬に実施する予定である。審査日の詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。

ク 審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
1 基本方針	5
2 実施体制	15
3 業務内容に関する提案	
(1) エネルギー需給量の調査	10
(2) 資源循環工場内の電気エネルギーリソースを活用したマイクログリッドの検討	
(ア) 検討内容	20
(イ) 事業化可能性	10
(ウ) 余剰電気エネルギーの資源循環工場内の各事業者、埼玉県環境整備センター及び周辺事業者以外への活用の検討	5
(3) 熱融通の検討	
(ア) 検討内容	10
(イ) 事業化可能性	10
(4) 関連調査等の実施	5
(5) 検討会等の実施	5
4 見積額	5

## (2) 委託候補者の決定

- ア 審査委員会は、提出された企画提案書及びその他提出書類等に基づき、本業務委託の遂行能力等を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。
- イ 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として決定する。

## 1.0 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽がある場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 審査において虚偽の説明を行った場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 電子メール以外の方法で提出書類を提出した場合

- (7) 指定する提出期限を超えて提出（到達）した場合
- (8) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

#### 1.1 契約の相手方の決定方法

県は、候補者に選定された者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に候補者に事故がある場合等は、評価が次順位の者を候補者として改めて協議を行う。

#### 1.2 企画提案書等の情報公開

- (1) 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
- (2) 「埼玉県情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。

#### 1.3 その他留意事項

- (1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、本プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

- (2) その他

ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。

イ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

ウ 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

エ 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 1.4 担当窓口及び提出先

埼玉県 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

(住 所) 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁本庁舎3階)

(電話) 048-830-3024

(E-mail) a3170-02@pref.saitama.lg.jp